

令和6年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和6年12月19日（木）午後2時から4時まで
開催場所	北区役所 第一庁舎3階 庁議室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約係主査
議事概要	開会 1. 開会 2. 総務部長挨拶 3. 議事 (1) 令和6年度上半期 契約締結状況について (2) 令和6年度上半期 審議案件について ①制限付一般競争入札（1件） ②随意契約（入札後随意契約）（3件） ③随意契約（特命随意契約）（3件） 4. その他 閉会
審議の対象とした期間	令和6年4月1日から令和6年9月30日まで 1493件（内訳：制限付一般競争入札14件、希望制指名競争入札464件、指名競争入札203件、随意契約812件）
報告資料	1. 入札契約方式別発注総括表 2. 入札契約方式別抽出案件一覧 3. 各審議案件資料 4. 審議案件補足資料、その他資料
審議案件	合計 7件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

令和6年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

1. 令和6年度上半期 契約締結状況について

事務局から令和6年度上半期の契約締結状況を報告。

平均落札率は91.9%であった。

2. 令和6年度上半期 審議案件7件について

事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」に基づき報告し、審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札（1件）

①「東十条駅周辺バリアフリー施設等整備工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
・ 本件には低入札価格が設定されているが、低入札価格調査は行われたか。 ・ 入札参加候補業者が85者いて、実際に入札に参加したのはわずか4者だったが、理由はあるか。 ・ 辞退者の辞退理由に「技術者の配置ができなくなった」とあるが、申し込み時点で未来の配置状況はある程度は見通せなかったのだろうか。 ・ 3者が辞退して1者応札となったが、これでは適切な競争が行われているか把握しにくい。事業者の参加を促すために、格付等の条件を変えるなどの対策はあるか。 ・ 1者応札に終わった結果は入札等審査委員会にフィードバックされているのか。	・ 落札価格が低入札調査価格を上回ったため調査は行われなかった。 ・ 本件は駅周辺の工事だったため、鉄道事業者との調整等も必要となり、それが入札参加のハードルを上げた可能性がある。 ・ 事業者によっては北区に限らず様々な自治体の入札案件にも同時に参加しており、それが辞退判断に影響した可能性が考えられる。 ・ 格付は基準で決まっている。もし格付を変えた場合は、本件のような大きな工事を担えるか不明な規模の事業者が対象に含まれることとなる。 ・ 入札等審査委員会には所管課担当者も出席しており、結果は伝わっている。同委員会では所管課も意見や質問を述べる機会がある。

(2) 随意契約（入札後随意契約）（3件）

- ②「柳田小学校普通教室等改修工事」
- ③「赤羽西福祉作業所給水設備改修工事」
- ④「廃棄物中継所管理業務委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
②について ・入札参加者4者中3者が最低制限価格を下回る入札をして失格となり、残った1者（最高値入札者）と随意契約交渉を行ったものだが、本来なら価格交渉とは最も安く入札した者で行うものではないか。 ・本件のように、3者失格となって最高値入札者と随意契約交渉をすることになった事例は珍しいと思われるが、あってはならないと思う。原因を調べて対策を講じるべき。積算にも問題があったのではないか。落札業者も、最高値で入札していながら価格交渉では大きく価格を下げており、対応に疑問が残る。 ・入札が1回しか行われていないが、2回行わずに随意契約交渉をしてよかったのか。 ③について ・本件でも最低制限価格を下回り失格となった事業者がいるが、2回目以降の入札に参加させることはできないのか。価格交渉の相手が最高額入札者というのは、市民感覚からは離れている。失格事業者は努力して低額入札をした可能性もあるが、そうした点を評価できないか。最低制限価格制度の在り方を考えてはどうか。 ・総合評価方式制度は導入から10年ほど経過したが、今回の審議対象期間の中では案件は0件だった。本件は、総合評価方式として準備していながら結果的に随意契約交渉で落札者が決まった案件だが、総合評	・法令上はこの運用で問題ない。最低制限価格を下回ると失格となるのはダンピング対策である。本件の失格事業者の中には、作業員等の給与が含まれる現場管理費が低かった者もあり、こうした事業者が失格となったことは制度が機能した結果と考えられる。 ・本件のようなケースはあまり多くないと思われる。入札業者に提供される仕様書の内容や予定価格設定等が積算に影響した可能性もある。 ・本件の場合、1回目の入札で1者以外全て失格となったため2回目の入札を行うことがなかった。 ・最低制限価格制度では、失格者は2回目以降の入札に参加できないこととなっている。最低制限価格制度を下回ると失格になるのはダンピング対策の目的がある。制度面では、北区は今年度、国の基準に合わせて最低制限価格制度を改定したが、この改定も基準額を上昇させる内容であった。 ・価格以外の要素で競争できる点が総合評価方式の利点だが、どうしても本件のような結果となることもある。他の案件でも、事業者が基準数に満たず入札が成立しなかったケースがある。

価方式で行うと決めた担当部署の意向が反映されていないのでは。 ・総合評価方式の使い勝手をどう考えるか。事業者からの評価はどうか。 ④について ・当初は指名競争入札として準備され、事業者は基準どおり7者が選定されたという理解でよいか。 ・基準どおりの事業者数を指名しながら、入札参加者が1者しか残らなかった案件を何度か見てきた。頭数を揃えるだけでは意味がないと感じる。また、辞退理由に「処分業の許可がないため」と記載している事業者もいるが、最初から指名する必要がなかったのではないか。	・総合評価方式は、近隣区の事業者に対象を広げて競争が進むメリットもあるが、この方式が増えると区内業者に仕事が回りにくくなることもあり、バランスが難しい。事業者目線では、コロナ禍で蓄積した工事案件が放出されて売り手市場となっている面もあり、無理に総合評価方式で競争する必要もないと判断されている可能性もある。 ・お見込みのとおり。 ・区は各事業者の要件具備状況を全て把握できているわけではなく、本件のように指名後に判明する場合もある。このため、所管課には可能な限り入札に条件を設けないよう伝えてある。「処分業の許可がないため」として辞退した事業者は、追加指名した区外事業者だったこともある。
--	--

(3) 随意契約（特命随意契約）（3件）

⑤「北区情報系ネットワーク用パソコン（令和6年度更新分）の賃借」

⑥「北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金支給業務委託」

⑦「基盤システム標準化に伴う詳細設計業務委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
⑤について ・内容的には、特命随意契約でありながら入札も経ているような点があり、面白い案件だと思う。結果としてコストは下がっているのか。 ⑥について ・随意契約ガイドラインにもあり、可能な限り複数見積を取得すべきだったのでは。そうした余裕	・最近始まった取り組みであり、東京都内の自治体で共同調達を行っている。スケールメリットを生かしてコスト削減につながっていると思われる。 ・本件は、議会での予算承認後に速やかに支給を行う必要がある事業であり、スケジュールはかなり厳し

もなかったのか。 ・この事業に約3億円の費用がかかっているが妥当なのか。特命随意契約予定金額妥当性確認書内の「他自治体に同種同規模の案件について調査し検討を行っている」にチェックが入っていないのが気になる。 ・こうした事業が行われること自体が国の緊急事態とも考えられ、時間に追われて仕方ないという話も理解できる。一方、公金でどこまで行う必要があるのかも気にかかる。実際の支給額はどの程度の規模だったのか。 ⑦について ・標準化の費用は相当かかっていると思われるが、標準化とはそれに見合うだけのものなのか。通信料だけでもかなりかかるのではないか。 ・標準化を進めても、いわゆるデジタル赤字が消えるほどの成果になるのか疑問がある。我が国の国家規模でこうした標準化を推し進めることに意味はあるのか。	かったと思われる。速やかな支給を実現するために以前と同一の事業者に依頼する必要があった。 ・国の補助金の基準内で事業を行っており、委託金額も調整して予算を検討していると思われる。 ・正確な支給額は不明だが、総額では委託額を大きく上回っていると思われる。 ・国の試算は不明だが、標準化を進めてシステムを共通化したほうが効率的と判断していると思われる。標準化の費用も、一部は国から交付金が出ている。 ・北区の既存システムに関しては、カスタマイズを重ねすぎた弊害でミスが発生するケースがあった。通常のシステム操作手順の引き継ぎと異なり、システム改修履歴まで引き継ぐことが困難だったことが原因と思われる。システム標準化を進めることで、こうしたミスの減少が見込める。
--	--

審 議 結 果

- ・全体として適切な運用が行われている。
- ・前回と異なり、一者入札が多く見受けられた。一者入札を一律に否定するわけではないが、可能な限りそうならないよう努力していただきたい。予定価格や最低制限価格制度が原因であれば適切に対応してほしい。
- ・区外事業者にも辞退理由の入力の必要性が浸透されるようにしていただきたい。
- ・手続きそのものは定められたとおりに粛々に行われている。一方で、総合評価方式のように当初の目的が達成できていないものは、もう一工夫があってもよいと感じた。
- ・北区の入札は北区だけで判断できればと思うが、実際には第三者や外部組織が決めたとおりに進めざるを得ない事案が増えた。北区だけで完結できないという点には、地方自治の面から危機感を持った方がいいかもしれない。
- ・当委員会の趣旨は、区民目線に立って公平な競争が行われているかを監視することにあるが、もちろん事業の実施そのものも大事である。事業も生かしつつ入札も正しく行うということができればと思う。事業体でもある区役所としては難しい立場に立たされる案件も多くなると思われる。